

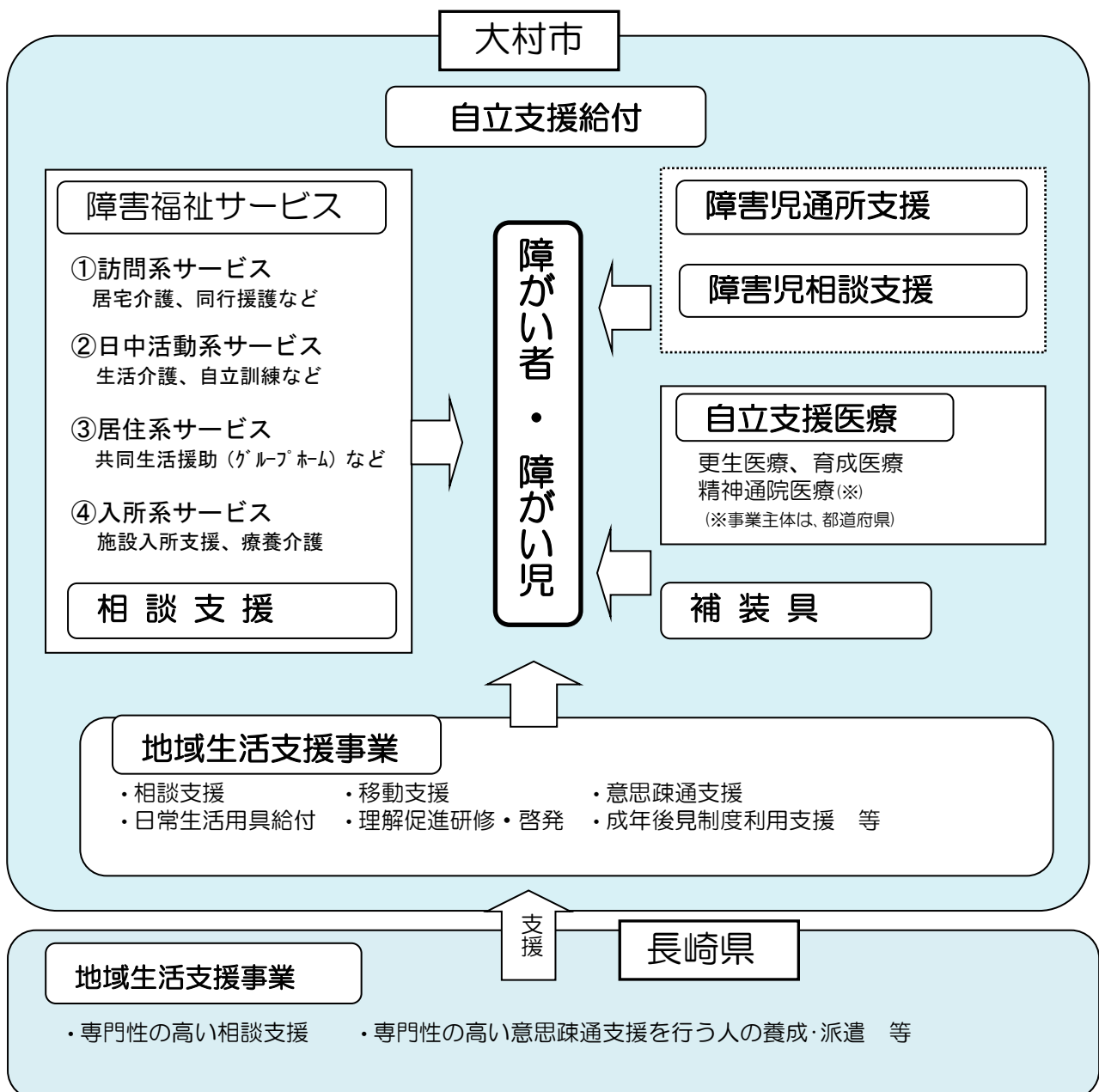
生活を支援するための障害福祉サービスなど

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るために、様々な支援をしています。

障害者自立支援法は、平成25年4月に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へと改正されました。

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、個々の支援の必要の度合いや勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられます。また、児童福祉法によるサービスは、「障害児通所支援・障害児相談支援」があります。

障害福祉サービスの体系





障害福祉サービス

問合せ先：障がい福祉課

障害福祉サービスには、在宅や通所などで利用するサービスと入所施設で行うサービスがあります。利用料は原則1割負担で、所得により1か月当たりの自己負担額に上限が設定されます。給付の種類は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」、障がい児のための「障害児通所給付」に大きく分けられています。

障がい者が「介護給付」を利用するには、障害支援区分認定が必要です。

サービスの申請前に、障がい福祉課や相談支援事業所等にご相談ください。

◇ 対象者 ※以下のいずれかにあてはまる人

- 障がい者(18歳以上)
 - ・身体障害者手帳をお持ちの人
 - ・療育手帳をお持ちの人
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人(手帳をお持ちでない方でも対象となる場合があります。ご相談ください。)
 - ・難病患者等
- 障がい児(18歳未満)
 - ・障害者手帳をお持ちの人
 - ・特別児童扶養手当を受給している人
 - ・市から支援の必要性が認められた人

◇ 申請に必要なもの

- 各種障害者手帳など、障害をお持ちであることを確認できるもの
- 印鑑(シャチハタ不可)
- マイナンバーがわかるもの及び本人確認書類

計画相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する際に、サービスの利用に関する意向や、心身の状況、環境などにより、支給決定前に「サービス等利用計画案」または「障害児通所支援利用計画案」を相談支援専門員が作成することが、原則として全ての利用者に適用されます。

サービスの名称	内容
計画相談支援 (※利用料はかかりません)	障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行います。

訪問・通所サービス

在宅で訪問を受けて利用したり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動する時に必要な援護や外出時の移動の介護などをします。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気などで介護できない場合に、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

障害児通所給付	児童発達支援	養育が必要な未就学の障がい児に、日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	集団生活を営む施設に通う障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

日中活動支援

施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で、常に介護が必要な人に、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護やお世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や、社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動や、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や来所による必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

居住支援

入所・入居施設など、居住の場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や、日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用し、一人暮らしを希望する人等に地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問(助言や医療機関等との連絡調整など)や随時の対応(同行など)を行います。

地域相談支援

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。

サービスの名称	内容
地域移行支援	障害者支援施設、救護施設、更生施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が、退所・退院し、地域で生活するための相談や住居の確保などの支援を行います。 ※申請する場合は、施設の管理者又は病院のケースワーカーと事前に相談してください。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者が、安定した地域生活をおくれるように常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対して訪問や支援等を行います。

地域生活支援事業など

障がいのある人が、地域で自立した日常生活または社会生活を送るための支援です。

移動支援

問合せ先：障がい福祉課

1人での外出が困難な障がい者(児)の、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出を支援します(ただし、通勤、通院、通学など長期にわたる外出や経済活動やギャンブルなど社会通念上適当でない外出は除く)。1日の範囲内での外出が原則です。利用料は原則1割負担で、所得により月額負担上限額が設定されます。

- ◇ 対象者 ※以下のいずれかにあてはまる人
 - 身体障害者手帳をお持ちの人(ただし、肢体不自由1級で、かつ両上下肢に障害を有すること)
 - 療育手帳をお持ちの人
 - 精神保健福祉手帳をお持ちの人など
- ◇ 申請に必要なもの
 - 各種障害者手帳
 - 印鑑(シャチハタ不可)

日中一時支援

問合せ先：障がい福祉課

障がい者(児)の日中における活動場所の確保や、その家族の就労支援及び一時的な介護負担軽減を目的とし、障がい者(児)を預かるサービスです。

利用料は原則1割負担で、所得により月額負担上限額が設定されます。

- ◇ 対象者 ※以下のいずれかにあてはまる人
 - 身体障害者手帳/療育手帳/精神保健福祉手帳をお持ちの人
 - 障がい児において、サービスの利用が適当であると市に認められた人 など
- ◇ 申請に必要なもの
 - 各種障害者手帳
 - 印鑑(シャチハタ不可)

訪問入浴

問合せ先：障がい福祉課

健康状態は入浴可能であるが、重度の障害のため、家庭や施設等において入浴が困難な人に訪問入浴車を派遣します。

ただし、介護保険の認定を受けている人は、介護サービスの適用が優先されます。

利用料は原則1割負担で、所得により月額負担上限額が設定されます。

- ◇ 対象者
 - 身体障害者手帳をお持ちで、重度の障害のため、家庭や施設等において入浴が困難な人

意思疎通支援

問合せ先：障がい福祉課

聴覚に障がいがある人のための意思疎通支援です。

手話奉仕員・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が、公的機関や医療機関または事業所に行く必要があるときなど、障害により円滑な意思の疎通が得られないときに手話奉仕員や要約筆記者を派遣します。

市への手話通訳相談員配置

聴覚障がい者の各種相談に応じ、手話通訳や必要な指導助言を行うため、福祉総務課と障がい福祉課に手話通訳相談員を配置しています。

声の市政だより

問合せ先：障がい福祉課

視覚障がい者(身体障害者手帳をお持ちの人)で、希望される方に「広報おおむら」(月1回発行)などの音訳CDを配布しています。

公文書点字表記サービス

問合せ先：障がい福祉課

視覚障がい者で、希望される人に、税金、上・下水料金の納付書などの公文書について、点字による表記サービスを行っています。

音声機能障がい者の発声訓練

問合せ先：声友会

咽頭摘出の手術により音声機能を失った人を対象として、食道発声や道具を使った発声訓練などを行います。開催日時は毎月第1・第3水曜日の13時30分から16時までです。

◇ 問合せ先

国立病院機構長崎医療センター5B病棟 耳鼻咽喉科(声友会)(大村市久原2丁目1001-1)
電話 52-3121 FAX 54-0292

視覚障がい者の日常生活訓練など

問合せ先：長崎県視覚障害者協会

目の不自由な人が、種々の情報を手に入れること、同じ立場の人と情報交換をすること、日常生活訓練を受けることによって、視覚障害による不自由さや不便さを軽減し、「自立」に向かって歩き出せるような事業を実施しています。

◇ 内容

- 歩行訓練(屋内歩行、ガイド歩行、白杖歩行、ロービジョン訓練)
- コミュニケーション訓練(点字の学習、パソコン、電話や情報機器、ロービジョン訓練)
- その他の日常生活動作訓練(身辺管理、家事管理、レクリエーション、ロービジョン訓練、電話及び訪問による相談)

◇ 問合せ先

長崎県視覚障害者協会(長崎市橋口町10-22) 電話 095-846-9021 FAX 095-843-4589

オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業

問合せ先：日本オストミー協会

ストーマ装具の装着者に対して、装具使用等の正しい知識を付与し、相談に応ずることにより、社会復帰を促進します。

◇ 問合せ先

公益社団法人日本オストミー協会長崎県支部(長崎市矢上町 9-5) 電話 095-838-3049

選挙支援

問合せ先：大村市選挙管理委員会

身体に障がいのある人などが選挙投票を行うための支援を行っています。

◇ 問合せ先

大村市選挙管理委員会(大村市玖島 1 丁目 25 番地) 電話 53-4111 内線 340

郵便投票

◇ 対象者

- 障害者手帳をお持ちの人で次に該当する人
両下肢、体幹、移動機能障害の 1 級または 2 級、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害の 1 級または 3 級、免疫、肝臓障害の 1 級から 3 級
- 戦傷病者手帳をお持ちの人で次に該当する人
両下肢・体幹障害の特別項症から第 2 項症まで、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓障害の特別項症から第 3 項症まで
- 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」の人

代理投票・点字投票

身体の障害で、投票用紙に候補者の氏名を書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できますので、投票所で申し出てください。

視力に障がいのある人は点字投票を利用することができます。投票所で申し出てください。

自動車の駐車禁止措置の緩和

問合せ先：大村警察署

心身に障がいをお持ちの人で歩行が困難な人等の使用する車両に対しては、駐車禁止の規制から除外される場合があります。

◇ 対象者

身体障がい者等歩行が困難な人(交付基準に該当する方)

◇ 問合せ先

大村警察署交通課(大村市森園町 34 番地 5) 電話 54-0110

道路交通法の障がい者に関する標識について

問合せ先：大村警察署

身体障害者標識は、肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている人が運転する車に表示する標識です。また、聴覚障害であることを理由に免許に条件が付されている方が運転する車には聴覚障害者用標識を表示する義務があります。

なお、身体障害者標識及び聴覚障害者用標識を表示した車に対して、幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法により罰せられます。

■身体障害者標識



■聴覚障害者標識



◇ 問合せ先

大村警察署内 交通安全協会(大村市森園町 34 番地 5) 電話 53-9889

車いすの貸し出し

問合せ先：大村市社会福祉協議会、障がい福祉課、福祉総務課

歩行困難な人が、旅行や外出などの理由で車いすを必要とする場合に、大村市社会福祉協議会や障がい福祉課、福祉総務課で車いすを無料で貸出します。

ただし、台数の都合上、大村市社会福祉協議会は1か月以内、大村市障がい福祉課・福祉総務課は1週間以内を目途に返却してください。

◇ 問合せ先

大村市社会福祉協議会(大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 3 階) 電話 53-1351 FAX 54-1365
大村市障がい福祉課(大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 2 階)

電話 20-7306 FAX 47-5419

大村市福祉総務課(大村市玖島 1 丁目 25 番地)

電話 53-4111 FAX 52-6930

ヘルプマーク・ヘルプカード

問合せ先：障がい福祉課、福祉総務課、こども家庭課

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害の人、難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい人が身につけることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。また、ヘルプカードは障がいのある人が困ったときに助けを求めるためのものです。ヘルプマークなどを身につけている人を見かけた場合は配慮をお願いします。下記の3か所で配布しています。

◇ 配布場所

大村市障がい福祉課(大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 2 階) 電話 20-7306 FAX 47-5419

大村市福祉総務課(大村市玖島 1 丁目 25 番地) 電話 53-4111 FAX 52-6930

大村市こども家庭課(大村市こどもセンター、大村市本町 413 番地 2) 電話 54-9100 FAX 54-9174

パーキングパーミット制度

問合せ先：障がい福祉課、こども家庭課

歩行が困難な障がい者等に対し、身体障害者用駐車場の利用証を交付します。

◇ 対象者と申請に必要なもの

対象者		申請に必要なもの
身体障がい者	視覚障害 1～4 級	身体障害者手帳
	平行機能障害 3・5 級	
	心臓・腎臓等障害 1～4 級	
	肢体不自由・上肢 1・2 級	
	肢体不自由・下肢 1～6 級	
	肢体不自由・体幹 1～5 級	
	脳原・上肢 1・2 級	
	脳原・移動 1～6 級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～4 級	
高齢者	要介護 1 以上	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療受給者の人、 小児慢性特定疾病医療受給者の人	特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
知的障がい者	A1・A2	療育手帳
妊産婦	出産予定日の 16 週間前 ～産後 3 か月	母子健康手帳
けが人	けがで車いすや杖を使用し、一時的に歩行が困難な人	診断書 ※様式は任意です。 ※車いすや杖などの使用期間の記載が必要です。

◇ 交付場所

大村市障がい福祉課(大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 2 階)

電話 20-7306 FAX 47-5419

大村市こども家庭課(大村市こどもセンター、大村市本町 413 番地 2)

電話 54-9100 FAX 54-9174

※大村市こども家庭課では、妊産婦に対してのみ交付しています。